

人権アラカルト

すべての人が、幸せになる権利を持っています。
人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

未来の子どもを守るには

宗教上の理由で、子どもへの医療を保護者が拒む事例があることをご存知ですか。ある新聞社が日本小児科学会の「中核病院小児科」を対象に実施したアンケートでは、回答のあった55病院のうち約3割の18病院で、宗教を理由に保護者による子どもへの医療拒否を経験しているとのこと。2013年から10年間の間に、その数は48件にも上りました。医療拒否の理由は「輸血」が最も多く、次いで「投薬」、「予防接種」「受診・入院」「手術」となっています。

1985年、宗教上の理由による輸血拒否が起きました。川崎市で小学5年の男児がダンプカーにはねられ重傷を負い、両親は我が子への輸血を拒んだため、男児は失血死しています。この件により、医師の裁量権と信仰の自由を巡って大きな議論が巻き起こりました。

一方、2000年には「患者の意思決定を重視する」という司法判断が出されました。60代の女性信者が無断で輸血されたことに対して病院側に賠償を求めた訴訟では、最高裁は病院側に55万円の賠償を命じました。その理由は「患者が輸血拒否の明確な意思を有している場合、人格権として尊重しなければならない。」というものでした。

自分で自分のことを決めることが出来る成人であれば、自分の意思を主張することも出来るでしょう。しかし、18歳未満の場合、先述の川崎市の男児のように親が輸血を拒否したため、救えるはずの命が救えなくなることも起こるかもしれません。この男児はもちろん幸せに生きる権利を持っているのです。

そんな医療現場の苦悩もある中で、2008年には、日本輸血・細胞治療学会などが、「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」を作成し、患者の年齢に応じて、病院が輸血拒否に対してどう対応していくかを示しています。

厚生労働省は保護者による子どもへの医療拒否を“虐待”とし、今年4月に施行された「こども基本法」においても、子ども自身は「守られ」「生きる」権利があるとしました。子ども達の命をどのようにして守っていくべきなのか、私たち大人は、様々な現実にはっきりと向き合わなくてはなりません。

